

秋田県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第十七号

秋田県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県看護職員修学資金貸与条例施行規則（昭和三十七年秋田県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項中「の各号」を削り、同項第五号中「第一条の二第三号（八）」を「第一条の二第三号（九）」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。